

群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科（博士前期課程）

聴講生募集要項

1 内容

本学の学生以外の方が、一般の学生と同じ授業科目を聴講する制度です。聴講生は授業科目の聴講のみが可能で、単位の修得はできません。

2 募集人数

若干名

3 入学時期

原則として学年始め又は Semester 始め

4 期間

1 年以内

5 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学（第 8 号及び第 12 号において「大学」という。）を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与され

た者

- (7) 専修学校の専門課程（修業期間が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者
- (9) 大学に3年以上在学した者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本学大学院において認めたもの
- (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本学大学院において認めたもの
- (11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本学大学院において認めたもの
- (12) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、かつ、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と認めたもの
- (13) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力がある者と本学大学院において認めたもの
- (14) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた以下の者であって、22歳に達したもの（※）
※本学大学院看護学研究科（博士前期課程）の出願資格に準ずる

6 履修できる科目

履修できる科目は別紙一覧表のとおり

7 出願手続き

- (1) 出願期間 前期 別に定める
 後期 別に定める
- 出願方法 群馬県立県民健康科学大学教務係へ持参又は郵送
 (持参の場合は午前9時～午後5時)
- (2) 出願書類
 - ①聴講願（様式1）
 - ②履歴書（様式2）

③写真（縦4 cm×横3 cm）1枚

④最終学校の卒業（見込）証明書

⑤その他、出願資格（9）から（14）により出願を希望する場合には必要に応じて出願資格を証明する書類

（3）出願書類の提出に際しては、必ず事前に相談してください。

8 選考方法

書類審査のほか、担当教員による面接を行う場合があります。

9 聴講料

1単位につき7,400円

10 入学料・その他費用

なし。ただし指定された教材等がある場合、購入費用は自己負担となります。

附則 この要項は、平成21年11月11日から施行する。

附則 この要項は、平成22年7月28日から施行する。

附則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要項の施行前に本学大学院博士後期課程の開設準備事務に関連して行った平成28年度の聴講生募集の手続きについては、2から8までの規定に基づいて行った聴講生募集の手続きとみなす。

附則 この要項は、平成28年10月12日から施行する。